

整理番号：2-1

提言題名：●号室の騒音（生活音）の相談

【提言要旨】

夜6:30頃から、朝出かけるまでの時間の生活の音が普通じゃなくて寿命が縮まる思いです。

●●に昨年引っ越して来ました。条件がよかったのですが住んでみると、足音、戸の開閉、床に物を落とす音、床に足を投げ出した格好で両足をドタバタ（予想）すると下にいてトントントントン響き、ひどい時は朝暗いうちからやっています。

（1階まで聞こえるらしい）

ある日の夜、ドタンバタン取組み合いの感じだったので、この時は警察を呼びました。今までも何度か来てもらっています。管理会社で貼り紙してもらったのですが、相談してもお互い話し合うように言われ、引っ越した方がいいのではとも言われました。

市役所にも相談に行きましたが、市営住宅しか対応できないと言われました。私は取手の市民です、市民が困っているのに市は相談してもらえないのでしょうか。気分良く引越してきたのに今はストレスで体調が悪くなってきました。とても残念です。市長さん、どうぞ、よろしくお願い致します。

（令和8年3月受付）

【回答要旨】

一般家庭から発生する生活騒音につきまして、法令等による規制の対象となっていないことから、行政が直接的に介入し指導や是正を行うことができません。ご期待に沿えず恐縮ですが、何卒ご理解賜りますようお願いいたします。

すでに管理会社や相談窓口へもご相談されたとのことですが、具体的な騒音の状況や時間帯などを詳細に伝え、再度対応を依頼することが有効な場合があります。

事案の解決については、当事者同士や地域の方々による話し合いで対応していただくか、民法に基づく民事上の係争となります。

法的な解決を検討される場合には、弁護士等の専門家へのご相談も一つの方法です。いきなり弁護士を探すことは難しい場合もありますので、まずは市の無料法律相談をご利用いただく方もいらっしゃいます。事前予約制ですので予約方法は毎月15日号の「広報とりで」をご参照いただくか、取手市役所市民協働課までご連絡ください。なお、市の無料法律相談は弁護士が、法的な見通しや対応方法に助言（アドバイス）を行うものです。解決を代行するものではありません。

んが、騒音について今後、法的な対応を希望される場合にはご検討いただければ
と思います。

(環境対策課 令和8年3月回答)